

定期監査の結果に関する措置状況
(令和元年5月20日から令和元年9月18日まで実施分)

1 財務事務指摘事項に対する措置状況

指摘事項	指摘内容	指摘事項に対する措置結果	部 課
事業者への 代金支払	<p>情報政策課におけるシステム改修委託 29,160,000 円外 7 件、総額 6,009 万円余の契約の代金支払において、事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。</p> <p>検査完了後、速やかに請求書の提出を求めるとともに、支払状況の管理、確認を徹底し、適正な時期に支払を行われない。</p>	<p>指摘された契約代金の支払の遅延については、支払管理表の管理と支払状況の確認方法の見直しを行った。</p> <p>支払管理表については、契約ごとに履行終了日を明記し、支払後には処理済みの表記をすることで、支払漏れの契約がないかを確認できるようにした。</p> <p>支払状況の確認については、月に一度支払管理表を基に、庶務担当以外の係員と二重チェックを行うことで、支払状況を把握できる体制を構築した。</p>	企画政策部 情報政策課
	<p>スポーツ振興課におけるブランド体験「スポ育」の運営委託 100,000 円外 2 件（3 事業者）、総額 30 万円の契約の代金支払において、事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月から3か月以上経過しているものがあった。</p> <p>検査完了後、速やかに請求書の提出を求めるとともに、支払状況の管理、確認を徹底し、適正な時期に支払を行われない。</p>	<p>指摘された契約代金の支払の遅延については、適正な請求書を受領するため、相手方と複数回の修正のやり取りを行った結果発生したものである。</p> <p>今後は、契約期間の管理を徹底するとともに、検査完了後の支払期日を職員が正確に理解し、相手方との共有を徹底することにより、適正な期間内での支払を行う。</p>	アカデミー 推進部 スポーツ振興課

<p>財産保管責任者の指定</p>	<p>文京区公有財産管理規則第11条では、財産の保管を適正かつ円滑に行うため、部に財産保管責任者を置くとともに、同規則第41条では財産の使用状況の適正さ等への注意義務が規定されている。しかしながら、福祉政策課においては、普通財産として土地15,025.9㎡、建物延床面積24,666.31㎡を管理しているところ、平成29年度に実施した行政監査「普通財産（土地・建物）の貸付けについて」において財産保管責任者の指定と財産の適正な保管を行うよう意見・要望しているにもかかわらず、その後も部長が実施すべき財産保管責任者の指定が行われていなかった。速やかに財産保管責任者の指定を行い、財産保管の責任体制を明確にされたい。</p>	<p>指摘された財産保管責任者の指定については、令和元年10月1日付で福祉政策課福祉企画係長を指定した。</p> <p>今後は、財産管理事務に従事する職員とともに、公有財産管理規則第41条に規定される注意義務に留意し、所管する公有財産（土地、建物等）の維持管理業務を行う。</p>	<p>福祉部 福祉政策課</p>
-------------------	--	--	----------------------

2 事務及び事業に関する意見に対する措置状況

事務・事業	意見内容	意見に対する措置結果	部 課
<p>広報紙等発行</p>	<p>・現在の広報メディアの利用形態についてよく把握し、若者への情報提供手段や情報技術の進展に応じた効果的な広報のあり方を研究されたい。</p> <p>・平成30年度に掲載基準を作成し、現在の文字数を基準として制限を設けているが、読みやすく、かつ魅力的な紙面をつくるためには、さらに掲載すべき情報量を絞り込むことも必要である。このため区報を区ホームページとリンクできるようにし、詳細はホームページで知らせるなど掲載方法も工夫し、読みやすく、かつ魅力的な紙面を作っていくよう取り組まれたい。</p> <p>・配布方法については、町会との意見交換も踏まえつつ、町会への支援面と町会活動における人的な負担面を考慮し、慎重に検討されたい。</p>	<p>・SNS（フェイスブック・ツイッター等）で若者へ向けた情報発信を積極的に行っていく。</p> <p>・詳しい内容は区ホームページ等へリンクできるよう二次元コードを活用している。</p> <p>より見やすい区報となるよう今後も取り組んでいく。</p> <p>・今後、配付件数の増加が見込まれるなか、町会との意見交換を行っていき、配付方法については検討していく。</p>	<p>企画政策部 広報課</p>
<p>情報公開制度</p>	<p>個人情報の流出等の事故については区民との信頼関係を揺るがしかねない重大な問題であり、徹底的に防止することが求められる。このため職員に対し研修による意識啓発を十分行うとともに、各職場で情報流出事故を防止するための体制を構築するよう積極的に取り組まれたい。</p>	<p>非常勤職員を対象とした研修（随時）、新任職員向け研修（令和元年6月11日実施）及び係長職を対象とした危機管理対応研修（令和元年8月9日実施）において、個人情報漏えい事故を事例として挙げ、問題点や防止策を紹介するなど、個人情報漏えい防止の啓発に努めた。</p> <p>また、個人情報の取扱いに関する監査の実施についても、今後内部統制の視点を踏まえ、関係所管課と検討を進めていく。</p>	<p>総務部 総務課</p>

避難所の運営	<p>文京区避難所運営ガイドラインにおいて定めている避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成等については、より良い避難所運営体制を構築するため、作成状況や内容を適切に把握、検証し、避難所運営協議会への支援に取り組みたい。</p>	<p>避難所運営マニュアルの作成等については、指摘のとおり状況や内容を把握し、必要に応じて検証すべきと考えている。秋の避難所総合訓練を実施した際には、湯島小学校及び教育センター避難所運営協議会が作成するマニュアルを確認し、避難所運営協議会と共に検証を行った。引き続き他の避難所においても作成状況や内容の把握等に努めたい。</p>	総務部 防災課
区民センター 管理運営	<p>防犯カメラの設置にあたっては、個人情報保護を図るため適切な意思決定のもとで管理を行うようされたい。</p>	<p>防犯カメラの設置に関する意思決定については、平成30年4月2日付けの防犯カメラシステムの借上げ及び保守委託の実施原議をもって行っていたと認識していたが、今回の指摘を受け、今後は、一連の意思決定を適時適切に行うよう十分な注意を図っていく。</p>	区民部 区民課
スポーツボランティア事業	<p>障害者ボランティアについては、障害者がスポーツボランティアに登録し、ボランティア活動をきっかけにスポーツを始めることで、障害者スポーツの実施率の向上につながるものであるとされているが、障害者ボランティアの登録数は4名と少なく、障害者スポーツを充実させるための実効性が十分発揮されているとはいえない。</p> <p>障害者ボランティアへの参加の呼び掛けをより一層強化するとともに、障害者スポーツへのスポーツボランティア派遣を積極的に進めることで、多くの区民の参加を得て障害者スポーツの活性化を図られたい。あわせて、スポーツ実施率等の成果の把握、検証も行い、適時、事業の見直しに取り組みたい。</p>	<p>これまで、障害者がボランティアとして活躍できることの周知に努めているところであるが、今まで以上に当事者及び関係者に十分な周知をするため、障害福祉課、通所施設との連携に加えて、新たに障害者就労支援センターの事業において、事業案内を行った。その結果、新規で3人の障害者ボランティアの登録があり、フライングディスク教室、文京ユニバーサルスポーツデイ、文京クリスマスマーケット、区外スポーツ事業である、ライスボウルに派遣することで、障害者スポーツ等が円滑に実施することができた。</p> <p>引き続き、既登録者の活動継続と新規登録を促すため、関係課や障害者関係団体等と連携して取り組んでいく。</p>	アカデミー 推進部 スポーツ振 興課

<p>障害者総合 支援法による 福祉サービス</p>	<p>身体障害者（児）住宅設備 改善給付にあたっては、事務 処理の進捗管理を適切に行う 等により速やかに給付決定等 を行い、身体障害者の日常生 活への必要な支援が迅速に行 われるよう取り組まれない。</p>	<p>今回ご指摘いただいた案件につい ては、障害者本人及び家族が日中は仕 事で不在にしており、事前の現地確認 の日時を調整するのに時間を要した ため、結果的に申請から支給決定まで に間が空いてしまった。申請者側のご 都合も踏まえ、可能な限り、迅速に支 給決定ができるよう努めていきたい。</p>	<p>福祉部 障害福祉課</p>
------------------------------------	---	---	----------------------

3 その他業務に関する意見に対する措置状況

事務・事業	意見内容	意見に対する措置結果	部 課
有線テレビ広報活動について	<p>有線テレビ広報活動については昭和63年度から映像を活用した広報として実施している事業であるが、平成30年度の事業費は1億2千万円余で、広報紙の2.6倍の経費が計上されている。映像を活用した広報の有効性はあるが、現在の有線テレビという媒体では視聴者が限定されること、魅力ある映像をインターネットを通じて提供すれば全国的にPRできること、地域的な情報は別の手段で伝達が可能であること等も考えられ、映像の制作委託経費と区民等への情報提供の効果のバランスがとれていない。このため、今後の映像による広報の効果的なあり方について早急に検討されたい。</p>	<p>CATVの「文京区民チャンネル」については、区報やホームページと連携・補完し合いながら、区政情報や地域コミュニティに関する情報を提供するとともに、災害発生時に区民向けの災害情報を発信する機能も有している。また現在は、有線テレビで放送された番組を、一部肖像権等に配慮すべき番組を除き、YouTube配信としてインターネットを通じて区内外の方に提供している。</p> <p>その一方で、区民の認知度や視聴者数等の面で課題があることも認識しているため、「文京区民チャンネル」のPRを促進するほか、意識調査等による区民等の意見も踏まえ、CATVによる情報発信のあり方について検討を進めていく。</p>	<p>企画政策部 広報課</p>

4 組織及び運営の合理化に関する意見に対する措置状況

事務・事業	意見内容	意見に対する措置結果	部 課
<p>物品の管理について</p>	<p>今年度の定期監査では、物品が備品供用管理票、供用備品現在高調書のとおり現品が保管されているかについて試査により確認を行った。その結果、複数の部署で、物品の存在が確認できず、物品の適切な保管及び現品の確認や物品管理規則上必要な廃棄等の事務手続がなされていない例が見受けられた。各部署においては、自己検査のチェックリストに基づく現品の確認等物品管理規則に基づき物品の適正な管理を行うとともに、物品事務統括部署においては全庁的に自己検査が適切に実施され、物品管理が適正になされるよう、十分な指導をされたい。</p>	<p>自己検査については、令和元年度の実施から、備品台帳等の検査項目で「不適切」と判断した場合、検査員がその対応方法等を記入する「検査員所見記入シート」を追加するとともに、会計管理者に提出する検査報告書には不適切な項目への的確な対応策の記載を求めるとともに、自己検査の実効性を高めたところである。</p> <p>また、物品事務の統括部署としては、未登録備品の登録処理や所属換・不用品組替などの備品管理について、年度の半期ごとに文書による注意喚起を行うとともに、備品の紛失等の事案が生じた場合には個別に指導しているところである。</p> <p>今後、内部統制体制の導入に伴い、各部のリスクの対応策の整備を行う際に意見を求められた場合には適切な助言を行うなど、全庁的に物品管理が適正に行われるように指導していきたい。</p>	<p>会計管理室</p>
<p>契約事務の内部統制について</p>	<p>契約事務に関しては、平成30年度行政監査において意見・要望しているところであるが、今年度の前期定期監査においても見積書、仕様書、請書等の不備が各部署において散見される状態にある。担当者だけでなく、監督、指導する係長等にも契約事務に関する知識が不足し、十分なチェックができていないことが不備の大きな原因ともなっている。このため、全庁的に契約事務の適正な執行が図られるよう、本区の内部統制制度の導入を契機として、契約事務の内部統制体制を構築するべく徹底して取り組まれたい。</p>	<p>毎年実施している契約・検査事務説明会において契約手続の流れ等について説明しており、この資料についてはOドライブで提供しているため活用するよう、説明会においても周知しているところである。</p> <p>引き続き、分りやすい資料になるよう精査していく。</p>	<p>総務部 契約管財課</p>

<p>支払い遅延について</p>	<p>今年度の定期監査では、支払い遅延について重点的に確認し、監査を実施した。その結果、請求書を徴することが困難な事情がないにもかかわらず、検査終了後、2か月以上支払いが遅延している場合が多く、多くの部署で見受けられた。金額の多寡、遅延の期間、発生頻度等、リスクの重要度により指摘事項あるいは口頭注意としたが、どの部署においても起こりうる課題である。</p> <p>主な原因としては、履行及び検査の完了した契約に係る支払いに関して組織的な確認が十分なされていない場合や事業者からの請求書が検査完了後から一定期間が経過しても提出されない際に事業者への催促が速やかに行われていない場合等である。</p> <p>支払いの遅延は、事業者とのトラブルの発生、法律に基づく支払遅延利息の発生、過年度支出による翌年度予算での異例な措置等の恐れもあるなど、区の信用に関わる大きなリスクが発生する原因となるものである。</p> <p>統括部署においては、会計事務規則に基づき会計事務が適正に執行されるよう、支払い事務に関する統一的なルールづくりに取り組む等、全庁に対し必要な指導を行われたい。</p> <p>また、令和2年度より内部統制体制の導入が予定されている。各部署においては、支払いの組織的な確認等により適切な支払い事務を執行することができるよう内部統制体制を整備されたい。</p>	<p>支払手続の遅れは、文京区としての相手方（債主）への支払を遅延させ、本区の信用を失墜させることにつながるものであり、会計事務の統括部署として、今年度は年度当初及び9月の2度にわたり、会計事務の適正な執行について、会計管理者から各部長宛て文書により、全庁職員への指導を求めた。</p> <p>また、支払手続の遅れが認められた場合には、その事態が起こった事実関係を確認させた上で、組織として具体的な再発防止策を講じるよう指導している。</p> <p>今年度は、実務研修による会計事務の基礎の習得だけでなく、日頃から伝票返却率の高い部署に対し、各部庶務担当課も含め、個別指導を実施し、その中で改めて支払手続の遅れについて、注意喚起を行った。</p> <p>今後、内部統制体制の構築を視野に入れ、特に支払事務に関する進行管理シートのひな型を作成する予定であり、各部が主体的に会計事務の適正な執行ができるよう、さらに力を注いでいく。</p>	<p>会計管理室</p>
------------------	---	---	--------------